

第8回柳瀬川・空堀川流域連絡会(第7期)(全体会)

- 日 時 平成26年2月12日(水)10時04分～12時13分
- 場 所 北多摩北部建設事務所2階第1、第2会議室
- 出席者 都民委員 7名
団体委員 3名
行政委員 4名
事務局等 6名
- 配布資料 1 次第
2 法面保護工イメージ
3 柳瀬川・空堀川合流点の問題点と改善提案
4 空堀川 東大和市(東芝中橋～下砂橋)改修の問題点と改善提案
5 議事録(第7回)
- 議 題 1 開会
2 挨拶
3 議題
1) 柳瀬川・空堀川新合流点付近の整備について
2) 各分科会に別れ主要テーマについて意見交換会
【河川環境分科会】
・河川環境分科会として取り組む事業について
・その他
【水循環分科会】
・東大和地区(下砂橋～東芝中橋)の整備について
・その他
4 合同分科会
各分科会の意見交換内容の報告
5 その他
6 閉会

【 議事要旨 】

● 全体会

【開会】

(事務局) おはようございます。まだ何名かの委員さんがお見えになっておりませんが、定刻になりましたので、ただいまより第8回柳瀬川・空堀川流域連絡会を始めたいと思います。

まず最初に、本日お配りしております配付資料の確認からさせていただきます。(資料確認)
それでは、次第にのっとりまして進めたいと思います。

まず最初に、座長の挨拶ということでよろしく願いいたします。

【挨拶】

(座長) 改めまして、皆さんおはようございます。今、副座長とも話をしておりましたが、せんだっての土曜日の大雪は驚いた次第でございます。東京地方は45年ぶりの27センチという大雪でした。皆さんお住まいのほうではどんな状況だったのでしょうか。腰の痛い方も多んじゃないかと思っております。

さて、きょうは第8回目ということで次第が用意されております。柳瀬川・空堀川合流点のお話、それから分科会でのお話ということでございます。忌憚のない意見交換をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(事務局) それでは、座長のほうから議事の進行をよろしく願いいたします。

【議題1：柳瀬川・空堀川新合流点付近の整備について】

(座長) きょうの議題につきましては、柳瀬川・空堀川の合流点、それから、それぞれの分科会ということですが、きょうは、12時終了ということでございますので、今、副座長ともお話ししまして、最初の柳瀬川・空堀川新合流点につきまして10時55分ぐらいまで、その後の分科会を11時50分目安、残りの10分間を、全体会できょうの分科会の報告、もしくは意見交換、次の分科会の方向性というようなお話をさせていただきたいと思っております。12時までの短い時間でございますが、今言ったようなスケジュールでお願いしたいと思っております。

それから、きょうは行政委員では、清瀬市さんが代理で〇〇委員となっておりますので、御報告させていただきます。

それでは、最初の議題の柳瀬川・空堀川新合流点付近の整備についてということで、前回の宿題、あるいはこんな内容でやっていきますというお話をまずは事務局からしていただきたいと思っております。お願いします。

(事務局) 設計係の〇〇と申します。本日説明させていただきます。よろしく願いいたします。

本日の説明内容について御説明いたします。まず、本日説明させていただきますのは、前回の流域連絡会の際に回答し切れなかったスライドに示しております3点について御説明いたします。まず、1点目として、法面保護工の設置について、2点目に、流速の考え方について、3点目に、前回の流域連絡会の際に御質問いただきました断面変化点について御説明を差し上げたいと思っております。

【資料2 法面保護工イメージ、資料3 柳瀬川・空堀川合流点の問題点と改善提案、プロジェクターを使用し、説明】

以上が前回の訂正と説明になります。御清聴ありがとうございました。

(座長) ありがとうございました。

1つは、現柳瀬川の河畔林付近の法面保護工と称しているかご系の護岸をつくるということでございます。それから2番目が、新柳瀬川の部分の断面変化のお話ということです。

それから、〇〇委員からの資料で、これに関連した内容も記載されておりますので、あわせて見ていただいた上で意見交換をお願いしたいと思います。河畔林のほうから、どうでしょうか。

それでは、〇〇委員、幾つかありますので口火を切っていただけますか。

(都民委員) 私のほうから、改善提案ということで5点ほど。1つ目が、最初に説明いただいた柳瀬川左岸の護岸工ということで、これでは河畔林と自然護岸は守れないんじゃないか。大きな木は切らないという話ですけれども、平成24年6月20日の第6期12回の流域連絡会で説明をしていただいて、議事録にも載っているんですが、そのときの座長さんの話として、「ディテールについてはこれからの検討事項です。110m³/sが流れた時に河畔林への影響が出ないようにするための検討であり、それより少ない流量の場合には、影響はより少ないものと考えられます。結果として蛇籠を置くところもあるかもしれません」。

このとき、これは書いていないんですけれども、実際の話としては、上流側、埼玉県の管理区間が非常に狭いところがあって、毎秒80立米ぐらしか流れてこないんです。現状は多分そのはずなんです。ですから、このときには部分的には置くかもしれないけれども、基本的には置きませんという説明をいただいているんです。今回のような全面的に置きますみたいな説明は全くなかったんです。

それともう1つは、今度新しい構造物を設置した後の流速の分布をいただいているわけですが、この前私が申し上げたのは、現況で80トンなり流れたときの流速はどうなっているんですかという御質問をしたと思います。当然、現状では新しい柳瀬川はないわけで、全量は今の柳瀬川に流れているはずなんです。1秒間に80トンぐらい。これを今25トン以下に絞ろうとしているわけですから、当然そのときのほうが流速は速いと思うんです。この状態で何千年か、何万年かわからないですけれども、落ちついた状態になっているわけです。あそこは私も10数年見ているんですけども、右岸川はどうしてもカーブの外側ですので淵になって深く掘れていますけれども、左岸側が削れたというのを見た記憶はないんです。だから、それが自然の摂理だと思うんです。そこをわざわざ今手を入れなくてははいけない。そのときの座長さんの説明では、これでやってみて、どうしてももたないところがあれば蛇かごを置かせてもらうなり、そういうことを考えますという説明だった。

これも蛇かごと、布団かごみたいな平面的なものは違いますから、布団かごは全面掘削しないと置けないですね。蛇かごは溝だけ掘ればいわけですから、それをつなぐことによって間の石は流れなくなるはずなんです。そのぐらいの話です。当然、そういう構造物が今あるわけですね。枠式の保護工というのが河川でありますよね。どうしてもそういう位置だけ——例えば現況で、今までは1秒間80トンぐらい流れていたものが、今度は25トンしか流れなくなるわけです。今、実際には110トンで解析していますけれども、現状では80トンぐらしか流れないという話ですね。そういう無駄なことを、わざわざ自然を壊してまで何でされるんで

すか。この部分は皆さん、行政の方だけじゃなくて、我々も非常に、もちろんこれは埼玉県側ではありますけれども、東京都の中でもこういった河畔林が残って、自然の護岸が残ってという、一番保全すべき部分ですよ。それをなぜ、わざわざ壊すようなことをしなければいけないかというのが、私には理解できないです。

法面保護工配置図は、私たちが見たのと最終形が違うのかもしれませんが、私たちが見たときにはこの辺の一部が、これは多分木を模したような絵になるんです。この護岸の一部がかかりますよという説明を聞いているんです。それがまず1点です。だから、現況に比べて、ただ一律に1.8メートルだからだめですというのではなくて、それはあくまでも一般論ですよ。現況でそれで耐えているはずですから、現況でのシミュレーションなり、コンピューターでおやりになったのか、模型でおやりになったのかちょっとわかりませんが、それとの比較だと思います。まずそれが第1点です。そのときの議事録にも……。

(座長) 時間の関係もあるので、ほかの委員さんの意見も聞きたいということで、もうちょっと……。

(都民委員) 簡単に。第2点、新柳瀬川と空堀川の落差工ですけれども、ハーフコーンというお話ですが、多摩川あたりではやっていると思うんですが、これは実際に柳瀬川に設置してあるものですよ。なぜこういうものができないか。一部だけ魚道にすると、下がえぐれてしまって、そこから上がれないという例を我々はいっぱい見ているんです。多摩川みたいに大きな河川ですと、全面魚道というのは確かに難しいかもしれない。空堀川にしる、柳瀬川にしる、大した幅じゃないですよ。なぜできないんでしょうか。実際にやった例があるんですよ。

それから3番目、ブロック工です。これも、私も30年ぐらい見ているんですが、こういう状態になっているのが大部分です。なぜかという、こういうところにブロックが来るとここに水が当たりますよね。これはビル風みたいな格好で、結局下へ潜り込んでしまうんです。下がさらわれてしまって、沈下してがたがたになっている。こういう検証をなぜなさないのか、私は理解できないんです。私たちは20年以上空堀川を見ているんですが、やっぱりうまくいっていないんです。これについては、例えば今私が考えているのは、新柳瀬川と空堀川の落差工ですけれども、こんな格好にできないものかと。要するに、この部分にプールをつくるということです。これは空堀川でつくる。ここが落差工です。この下流が自然にえぐれてプール状になっている。これでこの形状を保っているわけです。ここは子供たちも遊んだり、あるいは魚がたくさんいて釣りをしたりしている憩いの場所になっているんです。そういうことをやるべきじゃないかと思います。

4つ目ですけれども、平面図で、ここは申し上げるのもあれかと思いますが、私は技術屋なのでどうしても言いたいんです。管理通路を2本つくっていますよね。河川側は非常に危ない部分ですから、管理上どうしても通路が欲しいと思うんですけれども、最低限の3メートルにして、こちらの4メートルの道をもっと宅地側に寄せて、ただ、目隠しなしではやはりこちらの方は嫌がるでしょうから、例えば2メートルぐらいの中木で、幅1メートルあればきれいに隠れるんです。私はマンションに住んでいて、隣がすぐ府中街道ですけれども、幅1メートルの中木でそこを歩く人たちの視線を遮っているわけです。そういう格好にすれば、今、緑地が非常に狭い幅で分断されてしまっていますので、これをなるべく大きく1つにしてあげれば、ここへ高木4本か5本ぐらい、特にケヤキみたいな木にすれば、枝が上に伸びていきますから、回る部分については先が見えないと危ないので、高い木が植えられないということだったと思うんですけれども、そういう樹種を選べば十分やっていけるんじゃないかと思います。

それからもう1つ、合流点です。これが現柳瀬川で、これが新しい柳瀬川です。先ほどのぐるっと回った下流部分です。ここのところが今非常に大きな段差になっていますので、ここを先ほど申し上げたような魚が上れる落差工にしてあげないと、常時はこちらに水が流れるわけですから、ここで柳瀬川の魚が上流に上れなくなります。それはやっていただけというお話だったと思うんですけれども、前回の説明にはなかったので、改めて出ささせていただきました。

(座長) ありがとうございます。5点ほどの御提案、問題提起と改善案、具体的のお話ということで、ほかの委員さんはどうでしょう。

(団体委員) 清瀬市といたしましても、河川の維持管理、空堀川の維持管理なんかは、きょう、部長がいらしてくださっているんですけれども、24年10月1日ですか、河川工事をするときには地元の見解を十分に取り入れるというようなことも新しく河川法の中に入っています。ですが、なぜ「中小河川に関する河道計画の技術基準」の増水時の流量、流速だけ、1.8~2.0で25トン、なぜそこだけ技術基準を取り入れるんですか。それ以前に健全な河畔林、山づき部、現在のあの状態のところを、そこは根方を固めない、手をつけない、それはそのままに置くんだけというのが技術基準の鉄則じゃありませんか。きょう、びっくりしました。そこへべたべたとかごマットを置くことによって傷つけなければいけないんですよ。水際はもう手をつけない、まず河川技術基準のそこを取り上げていただくことはできないでしょうか。でしょうかというよりも、それはこちらの強い要望で、水理実験は河畔林と天然護岸を守るための水理実験、その目的をはっきりしてくださったじゃありませんか。それだったら、河畔林、天然護岸を守る方法で工事をしてください。技術基準のここだけを取り上げるのではなくて、まず、健全な傷ついてない根岸は、水際は手をつけない、固めない、その辺を取り上げてください。それは技術基準の基本のキですから、よろしく願いいたします。

(座長) ありがとうございます。ほかにどうでしょうか。

〇〇委員、〇〇委員から御意見がございました。〇〇委員からは、ペーパーに基づくお話ですが……。

(団体委員) 私、きょうお願いしておいたんですが、出していただけないんですね。要望書を提案という形で。

(座長) 要望書の件は何か聞いていますか。

(事務局) いただいていますけれども、大体内容が同じだったので、きょうは特にお出ししていません。

(団体委員) 出してくださるようにお願いしたんですが、結構です。ですが、やはり今、一生懸命、国交省も技術基準を何とか河川に当てはめていきたいということで、東部、西部とまめにそのことを、たくさんの企業さん、行政の方もいらして、ともにいい川にしていこうという大きな流れの中で、ぜひ技術基準を守った工法にしていきたいと存じます。

(座長) それでは、幾つかお話が出ていますが、それに対して事務局から何か、こういう考え方というのを御提示いただければお願いしたいと思います。

(事務局) 繰り返しになる部分もございますが、まず、1つ目の柳瀬川左岸の護岸工、かご系を設置しますよというお話について、少し補足させていただきます。

先ほど、〇〇委員からもございましたが、今流れているか流れていないかということ、確かに流れておりません。おっしゃるとおりで、これは計画上のものでございまして、将来的に110立方メートルの水が流れていくという構造でございまして、皆さん御存じ

のとおりですが、河川というのは下流側から整備していく中で、今後上流へつないでいかなければいけない、柳瀬川として道半ばの整備をしているところでございます。

前回の流域連絡会の水循環分科会のほうではちょっとお話をしたんですけども、東京都の整備としても、50ミリと言われておりますが、今後、多摩地区については65ミリに拡大していくという話もございます。ゲリラ豪雨とかがたくさんある中で、将来を見据えた整備をしていかなければいけないということで、現在は50ミリの整備に向けてやっているというものでございます。今流れているかいないかという、入ってこられないようになっている部分もございまずので、今は流れておりません。ですが、流れるように受け皿を早くつくっておいてあげないと、今後、上流側に向かうに当たっては、埼玉県が整備するものになりますが、No. 505よりも上、No. 506、No. 507は埼玉県が施工する部分であります。これについては、そちら側ができたらかかるように、安全になるようにしたいということで、将来の形を見据えて整備しているものでございます。

これはどこも同じでして、今流れていないというのは、下流側ができていないから上流側から大きな水が流せないという状況になっておりますので、河川整備の途中で今は流れておりませんが、将来流れたときの受け皿としては、将来形を見据えた形で整備を進めていくということで考えております。

護床工の設置の具体的な話でございまずですが、今、流れていないので、確かになくてもという話もあるかもしれませんが、将来形の水が流れるに当たりましては、どうしてもここは、図でお示ししたとおり、1.8メートルないし2メートルを超えてくるところについては、洗掘の傾向があるだろうと考えております。近々にどうしても必要かということ、今、上流から流れてきていまずので、確かに洗掘されないかもしれませんが、将来上流から水が流れた際には、こういう模型実験結果を踏まえて、洗掘される傾向にございまず。この洗掘をこれ以上させないがために、守るために対策をどうとるかという中で、今回御提案させていただいているのが護床工ということで、かご系のものを設置するものでございまず。傾向からいいますと、設置しないとどうしてもたくさん水が流れてくるということで、削られてくる方向ではないか。私たちの考えとしては、河畔林を保全すると言ってはあれですが、これ以上侵食させないためにとる方策として、提示させていただいている内容でございまず。

1 番目については以上でございまず。

(事務局) 私のほうから、落差工の設置に関して説明をさせていただきます。スライドを用意いたしましたので、前をごらんください。

まず、今御質問がありましたように、くるまや橋の下流側の落差工のように、緩やかな勾配で落差をつくれないうような御質問に関して、今回のケースと、くるまや橋のケースでの違いをまとめてみました。

まず、こちらのスライドに示しておりますのは平面図でございまず。今回の整備におきましては、新柳瀬川と空堀川側に1基ずつ落差工を設置いたします。説明の関係上、代表して新柳瀬川に設ける、平面図に示す落差工について、設置の条件とか、どうしてこういう構造にしたのかということをお説明させていただきます。まず、落差工を設置する上の前提条件といたしまして、計画高水流量が110m³/s、また、以前お配りした縦断図等にもございまずが、河床勾配250分の1、そして、落差高が1.3メートルとなります。

また、落差工は新柳瀬川区間に設置いたしますけれども、設置する箇所の条件といたしまし

て、今スライドに示しましたが、条件①ということで分水点がございます。新柳瀬川区間の上流側には分水点がありますので、分水後の流水は、模型実験の結果でも乱れた状態で分水されます。ですので、落差工は分水地点から一定間隔離した上で、流況を落ちつかせて落差を迎えるということが条件の1つ目にございます。

さらに、条件の②といたしまして、落差工設置箇所の下流側には、今回新しく新合流点ということになります。流水が落差工で落下した後というのは非常に流況が乱れておりますので、空堀川と合流するまでに落ちつかせる必要がございます。ですので、こちらの新合流点にかかるまで、一定間隔水を落ちつかせる区間が必要となります。

以上、この2点が落差工を設置する上での制約条件になります。

次に、落差工設置に必要な延長ということで説明をさせていただきます。右上の落差工概念図をごらんください。落差工は大きく分類いたしまして、直壁型の落差工と、くるまや橋のような緩傾斜型の落差工の2種類に分かれます。代表として、今回設置する直壁型の落差工について、簡単に説明をいたします。今、スライドに示すように、落差工付近ではこのような水の流れとなります。落差工と言いますと、落ちる部分のみが落差工に必要なものとして認識されておりますが、御存じのとおり、そうではございません。落差工を設置する際に必要となるものとして、右上の概念図で、上流側に護床工というものがまず必要になります。ここでは、局所洗掘防止のための護床工になりますけれども、落差工の上流側付近では、落差工部分で水が落ちようとするため、水深が下がって流速が速くなる傾向にありますので、掃流力一河床を洗掘するための力が強くなる傾向にありますので、こういったものを設置します。

さらに、落差工本体、水叩きという施設が必要になります。これは、実際に水が落下してきたときの衝撃に耐える部分になります。ですので、このようなますのコンクリートを設置する必要があります。

さらに、水叩きの下流側におきましては、護床工Aとして、落差工において水が落下した後というのは水が潰れた状態、つまり、水深が低くて水の流速が速い区間がございます。それを射流と呼んでおりますが、射流区間につきましても当然流速が速いため、河床を洗掘するための掃流力という力が強くなります。その洗掘を防ぐ区間を護床工Aとさせていただいております。護床工Aの下流側の区間では、また通常の流れに戻そうとする現象、超水と呼んでいますが、超水が生じるまでの区間を護床工A。さらに、超水が生じた後に、まだ水が乱れておる状態ですので、その水を完全に落ちつかせるための区間として護床工B、こちらにも洗掘防止のためのものが必要になります。

今申し上げたもの全てが落差工を設置する際に必要なものとなりまして、それらを総称して、床止工と呼んでおります。

今回のケースに当てはめると、例えば直壁型の落差工を設置した場合におきまして、床止工として必要な延長といたしましては、約67.8メートル必要になります。そしてさらに、くるまや橋の下流のような緩傾斜型落差工を設置した場合、どれぐらいの延長が必要になるかといいますと、今示しておりますが、床止工全長で79メートル程度必要になります。

見ていただければわかるかと思いますが、くるまや橋のような緩傾斜型落差工を設置した場合には、直壁型落差工を設置する場合よりも約10メートル以上も多く必要となります。以上のことから、くるまや橋付近との条件の違いとして、新合流点があること、そして分流点があることを踏まえまして、直壁型の落差工を採用することといたしました。

緩傾斜型落差工を設置した場合におきましては、新合流点部の突堤部をさらに10メートル以上下流側に延ばさないと、緩傾斜型の落差工はつくれない。今回のケースですと、非常に難しいということで判断いたしまして、直壁型の落差工を設置することといたしました。

また、魚道に関しましても、今の話と関連づけますと、当然検討はいろいろしております。先ほど申し上げたように、平面図に示す空堀川区間と新柳瀬川区間に直壁型の落差工を設置いたしますが、この魚道を設置する条件として、(2)に書かせていただいておりますが、常時流量は、柳瀬川に関しては現柳瀬川へ流すこと、空堀川も、御存じのとおり、出水時を除くと流量が非常に少ないこと。つまり、流量が少なくても魚道を機能させる必要があると判断しました。また、設計条件として3つ目に挙げておりますが、新合流点と分流点とが近接していることから、魚道を緩い勾配にできない。4番目、これは当然のことながら、維持管理をできるだけ少なくして常に魚道を機能させる必要があるということ踏まえまして、下の魚道形式と書かれた表がございますが、大きく分類して魚道というのは2種類ございます。先ほど委員のほうから説明があったような、緩傾斜型の全断面を魚道とした緩傾斜型の落差工兼魚道、そして、今回整備するような一部分を魚道とした構造、この2種類のうち、全断面を魚道にしてしまいますと、緩傾斜型の落差工でないと設置できない。今回は、先ほど申し上げたような直壁型の落差工で整備いたしますので、一部分を魚道とすることとして採用しております。

また、検討の段階で、この一部分に設ける魚道につきましては、当然さまざまな魚道のタイプがございますので、比較検討をしております。こちらに4種類の魚道のタイプを示してございますが、今回の設置区間の条件等を踏まえて検討しました結果、こちらのハーフコーン式を採用することといたしました。その理由といたしましては、先ほどの繰り返しになりますが、流量が少なくても機能しなければならないこと、ある程度急勾配で設置しなければならないこと、魚道の延長をなるべく短くしなければならないこと、そして維持管理は、例えば土砂の堆積等が起こりにくい構造にしなければならないこと、これらを総合的に検討した結果、ハーフコーン式を採用することとして、御説明させていただいております。

以上が落差工と魚道の設置する理由です。

(都民委員) 1つだけ、さっきの落差工の図面を見せていただけますか。

これは新柳瀬川ですよ。1つは、こちら側の空堀川のほうはできると思うのですが、それはなぜできないんですか。そちらが考えているのだと、今せつかく柳瀬川まで鮎が上ってきているんですね。今、空堀川に1匹もいないのはこの落差工が原因なんです、上れないんです。それは永久にそうなんですか。ここを変えてほしいというのが1つです。

これは今、新柳瀬川の話ですよ。

(事務局) 空堀川にも魚道は設置します。

(都民委員) そのタイプは、この理由とは違うでしょう。あそこは幾らでも距離があるじゃないですか。こちらは長くなくても設置できるでしょう。

それからもう1つ、どうしてもこれができないならいいですけども、要するにこの部分に少し水をためることができないですか。これは1.3メートルですが、言ってみれば小さなダムですよ。ダムの場合、必ずここに水をためるプールをつくるんです。それができないですかという話です。それはできない話じゃないと思います。大水のときには当然上流から流れてきて、水をここへためておけば、そこへ流れきた魚がそこで生息できるし、そういうことを考えてほしいということです。当然、大水のときは……。

(座長) ○○委員、時間の関係もあるので……。

(都民委員) 私が申し上げたいのはその2点です。要するに、空堀川にはできるんじゃないですかということと、新柳瀬川については、そういったプールを設けて、これからあと何十年か使うんでしょうから。

(座長) 申しわけないですが、冒頭時間の話を差し上げましたので、前回は分科会のほうで継続の議論をさせていただいていますので、御提案ですが、この件は分科会でやっていただくということで、全体会につきましては、主要な御質問は、平田委員と宮澤委員ということだと思いますので、分科会のほうで継続ということをお願いしたいと思います。

全体会については、この辺で……。

(団体委員) 確認させてください。ここで決定ではございませんね。

(座長) 決定というか、次の分科会で意見をいただく場合はまだ継続しましょうというお話でどうですか。

(都民委員) 検討はいいんだけど、工事が施工するまでに変わるかどうかということをお聞きしたいんですよ。

(座長) とりあえず、スケジュールをお話ししていたと思うんです。

(都民委員) お話だけ聞きましたと、皆さん、あと5年前に言ってもらえればできたんですよ。

(座長) それは前回は、3月中にこの意見交換をした上で、基本的なことが変えてできるか、できないことも含めて、最終的に決めましょうというお話をしたと思います。ですから、今のお話は、そのスケジュールの中で最終的には決めていくということの御理解でよろしいかと思います。

それから、○○委員の4番の緑地の話ですが、これは今のスケジュールの話で確認しますが、5月までに地元市さんの御提案を受けて、この緑地の計画についてはまとめていきたいと思いますので、そのスケジュールの中で○○委員の意見も継続してお話ができると思います。

(団体委員) それともう1つ、護岸の工事と空堀川の本川の落差工、こちらの落差工もちょっと工事がおくれますよね、次の年になりますね。護岸は28年になりますよね。ですから、あそこはちょっと切り離して、保留にしてくださいませんか。

(座長) それは今、私のほうから、保留できますとはちょっと言えないので、全体的なスケジュールは、前回御提示させていただいている中で皆さん認識していただいていると思いますので、そのスケジュールの中でお願いしたいと思います。

(団体委員) 今は分流工のところを差し当たって、それから護岸工事と落差工は1期おくれるので。

(座長) その意見は、継続して時間のスケジュールの中で御議論いただくということをお願いしたいと思います。

時間のことばかり言って申しわけないですが、この辺で全体会は終了させていただいて、分科会のほうに移ります。分科会の終了は50分を目安に、11時50分から全体会でお互いの方向性を話そうということをお願いしたいと思います。

【議題2：各分科会に分かれ主要テーマについて意見交換会】

【合同分科会：各分科会の意見交換内容の報告】

(座長) 予定の時間から10分程度おくれましたが、合同分科会を始めたいと思います。分科会につい

での報告、あるいは今後の方向性について話し合いたいと思います。

では、〇〇委員からお願いします。

(まとめ役) 時間が過ぎていきますので、ごく簡単に御報告申し上げます。河川環境分科会は、活動理念というところを前回に引き続いて意見交換をいたしました。幾つか具体的な案も出てまいりましたけれども、委員の数も少ないということもありまして、きょうは決めるところまで至りませんでした。ただ、一定の方向が出まして、それは次回に提案させていただいて、次回の中では決定してまいりたいと思っています。

キーワードだけ申し上げると、緑、生きものが豊か、あるいは調和した緑豊かとか、保水力、湧水の復活、多自然川づくり、地域とのつながり、都民へどう訴えかけるか、水質の問題、幾つかそういうキーワードが出ました。そういうものを盛り込んで、河川環境分科会としてどういう活動にまとめていくかということをお次回整理したいと思っております。

それから引き続いて、これも前回からですが、具体的に何をやるかというところでは、植生調査と植樹の2つ項目が上がっておりまして、そのうちの植樹について意見交換をいたしました。その結果としては、植える時期は3月下旬以降のほうがいいのではないかとあります。ただ、これは時期を決めるだけにはぐあいが悪いので、そのために何が必要かということと、植えた後の維持管理の問題も含めて十分検討していく必要があるのではないかとありますが、これは事務局からの御意見も含めて出されたところです。

いずれにしても、次回の中でさらに具体的などころにまとめていきたいと思っております。以上です。

(座長) では、〇〇委員、お願いします。

(まとめ役) 水循環としては、最初に柳瀬川・空堀川合流点のほうに時間をとられてしまったんですが、これについてはやはり市民委員の側からは、もともとそれを残す、河畔林と自然護岸は残る、そのためのシミュレーションなり、水理実験であったという理解です。ただ、今の計画では左岸側もやはりかご工で全部覆ってしまう。これですと、やはり木の根っこが掘られてしまって、あるいは切られてしまって、将来的に逆にその木が倒れてしまうのではないかと懸念が出されています。

1つは現況、計算上は50mm/h対応で110t/sでやっているわけですが、現実には上流でこの川は制限されていて、大体80トンぐらいしか流れてこない。現状であえて左岸側に防護工をやる必要があるかどうか。とりあえずやらないでにおいて、そういった検証をする方法があるんじゃないかということです。これについては、結論は保留ということによろしいですね。

(座長) 次回、こちら辺については、河畔林のかごについてはまた改めてお話をします。

(まとめ役) 東大和の件については、時間もなくなってしまったので、私が内容の説明だけさせていただきます。議論についてはこれからになります。

ただ、3番目のところについては、以前説明のあった(その70-2)については今年度発注で、3月には終わらせてしまう。(その66)については2月24日に開札して、今年度中に発注をしたいという報告が北北建からなされました。

具体的な議論は今回できませんでした。以上です。

【その他】

(座長) ありがとうございます。

全体的に何か御意見、御質問等がありましたら、どうでしょうか。

ないようでしたら、3月予定しております次回の流域連絡会でございますが、3月5日(水)午後2時からということによろしいですか。

異議なし

(座長) 同じ場所をお願いしたいということで、改めて事務局からまた御案内します。

内容としますと、きょうの柳瀬川・空堀川の河畔林の扱いについての宿題がありますので、そこら辺はお話できるということです。それ以外は、大きな話がなければ、分科会での継続の御議論をしていただくことになろうかと思っております。特に何か次回これだというのがございましたら、どうでしょうか。

(都民委員) 今年度のまとめというのはいつごろにやりますか。

(座長) 事務局とも話をしまして、1期2年ということで、節目といえば節目ですが、あえてまとめはしなくてもということで、3月は今言ったような内容で御議論していただくということで、あえてまとめは入れていないことにします。

(事務局) まとめといいますか、第1回から最終回は9回になりますが、それぞれの回ごとにどのようなことをやったのかという活動記録としてまとめるという形で事務局では進めております。

(座長) そうすると、その案が出てくるという理解でいいんですか。次回、活動記録が出てくるということですか。

(事務局) 次回はまだ出ません。後期の第1回のときには、活動記録の案という形でお出しできると思います。

(都民委員) 新年度はいつぐらいからおやりになるんですか。今年度は初めが7月だったので遅かったんですが。

(座長) そこら辺は何とも言えませんが、人事異動等もありますので。今回はちょっと遅かったかもしれませんで、5月とかですか。

(団体委員) 毎年5月に始まるんです。

(都民委員) そんなに遅くなるのであれば、活動記録の案を事前に送っていただけないですか。そうしないと、その場でぱっと見せられて我々もわかりませんから。

(座長) 活動記録等は、事前に配付して確認していただいた上で会議を開催すると。

(事務局) 3月末ぐらいには郵送等でお送りすることは可能です。

(座長) 次回の予定ともう少し先の予定までお話ししましたが、よろしゅうございますか。

異議なし

【閉会】

(座長) 熱い時間をいただきまして、ありがとうございます。今後ともよろしくお話ししたいと思います。きょうの会はこれで閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。